



平成26年1月31日(金)

## 「トマト相続定期預金」の取り扱い開始について

- 平成26年2月3日(月)より、「トマト相続定期預金」の取り扱いを開始します。
- 相続によりお受け取りになられた預金などを本定期預金にお預け入れいただいた場合、店頭表示金利に金利を上乗せします。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)は、平成26年2月3日(月)より、「トマト相続定期預金」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本定期預金は、相続によりお受け取りになられた預金などを本定期預金にお預け入れいただいた場合、お預入期間に応じて、店頭表示金利に、預入期間3ヵ月で年1.00%(税引後 年0.7968%)、同 1年で年0.25%(税引後 年0.1992%)、同 3年で年0.15%(税引後 年0.1195%)の金利を上乗せするものです。

当社は、今後ともお客さまにご満足いただける商品やサービスの提供を通じて、地域経済・社会の活性化に取り組んでまいります。

### 記

ご利用いただける方	相続により預金などをお受け取りになられた日から1年後の月末日(休業日の場合は前営業日)までにお預け入れいただいた個人のお客さま ※当社以外の金融機関でお受け取りになられた預金などもお預け入れいただけます。
対象商品	スーパー定期、スーパー定期300 ※通帳式(総合口座・一般通帳式)のみのお取り扱いとなります。
預入期間	3ヵ月・1年・3年 (自動継続方式、3年ものは複利型のみ)
預入金額	100万円以上(1円単位)で相続によりお受け取りになられた預金などの範囲内 ※新規のお預け入れに限ります。 ※有価証券などの換金代金もお預け入れいただけます。
適用金利	3ヵ月もの:店頭表示金利+年1.00%(税引後 年0.7968%)上乗せ 1年もの:店頭表示金利+年0.25%(税引後 年0.1992%)上乗せ 3年もの:店頭表示金利+年0.15%(税引後 年0.1195%)上乗せ ※金利の上乗せは、初回の預入期間のみです。 ※満期継続後は、満期日時点の店頭表示金利となります。
預入方法	店頭のみのお取り扱いとなります。
取扱店	全営業店
その他	・ 預金保険の対象商品です。 ・ 店頭に詳しい説明書をご用意しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 川北 TEL 086-221-1262  
報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 藤岡・俣野 TEL 086-221-1057

キモチつながり、育み、実になる。

# トマト相続 定期預金

**対象商品** スーパー定期・スーパー定期300

相続により預金等をお受け取りになられた方は

預入期間 **3ヶ月**

店頭表示金利

年 **+1.00%**

(税引後 年0.7968%)

預入期間 **1年**

店頭表示金利

年 **+0.25%**

(税引後 年0.1992%)

預入期間 **3年**

店頭表示金利

年 **+0.15%**

(税引後 年0.1195%)

※金利が上乘せされるのは初回の預入期間のみであり、その後は、満期日当日の店頭表示金利となります。

詳しくは  
トマト銀行お客さまサポートセンター  
または窓口へ



**0120-31-1010**

(受付時間/銀行営業日 9:00~20:00)



<http://www.tomatobank.co.jp/>

トマト銀行

検索

# トマト相続定期預金

## 商品概要

項目	内容
商品名	● トマト相続定期預金
ご利用いただける方	● 相続により預金等をお受け取りになられた日から1年後の月末までにお預け入れいただいた個人のお客さま ※当社以外の金融機関でお受け取りになられた預金等も含まれます。
対象商品	● スーパー定期・スーパー定期300 ※通帳式のみ(総合口座を含む)
預入金額	● 100万円以上(1円単位)で相続によりお受け取りになられた預金等の範囲内 ※新規のお預け入れに限ります。 ※有価証券等の換金代金も含まれます。
預入期間	● 3か月・1年・3年(自動継続方式、3年ものは複利型のみ)
適用金利	● 3か月:店頭表示金利+年1.00%(税引後 年0.7968%) 上乗せ 1年:店頭表示金利+年0.25%(税引後 年0.1992%) 上乗せ 3年:店頭表示金利+年0.15%(税引後 年0.1195%) 上乗せ ※金利が上乗せされるのは初回の預入期間のみであり、その後は、満期日当日の店頭表示金利となります。
預入方法	● 窓口限定
必要書類	● 相続によりお受け取りになられた預金等の金額及びお受け取りになられた日が確認できる資料 ① 遺産分割協議書の写し ② 金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ③ 戸籍謄本の写し ④ 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し ⑤ 被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など
その他	● 当該定期預金を満期日前に解約された場合には、上記金利は適用されず所定の中途解約利率を適用します。 ● ATM、インターネット・モバイルバンキング(パソコン・携帯電話)からのお預け入れには適用されません。 ● すでにお預け入れされている定期預金については対象外です。 ● 他の金利優遇と重複してご利用いただくことはできません。 ● 預金保険の対象商品です。 ● 店頭に詳しい説明書をご用意しております。 ● 金利情勢等の変化により、お取り扱いを中止する場合があります。